

## 傍受の原記録等の取扱いに関する規程

平成12年7月12日最高裁判所規程第7号

改正 平成31年2月20日最高裁判所規程第1号

令和4年7月27日最高裁判所規程第3号

傍受の原記録等の取扱いに関する規程を次のように定める。

### 傍受の原記録等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第一条 傍受の原記録の受入れ、保管、仮出し及び廃棄並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成に関する事務並びに対応変換符号の引継ぎ、保管、仮出し及び廃棄に関する事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「対応変換符号」とは、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）第九条第二号ハの規定により裁判所書記官その他の裁判所の職員が作成し、保管するものをいう。

(取扱者)

第三条 第一条に規定する事務は、原記録保管裁判官の下に配置された裁判所書記官（以下「係書記官」という。）、保管物主任官（押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）第三条に規定する保管物主任官をいう。以下同じ。）及び対応変換符号を作成した裁判所書記官その他の裁判所の職員が、それぞれこの規程の定めるところにより取り扱うものとする。

(取扱上の注意)

第四条 係書記官、保管物主任官及び前条の裁判所の職員は、第一条に規定する事務の取扱いを適正かつ迅速にするとともに、傍受の原記録又は対応変換符号が亡失し、損傷し、又は変質しないように注意しなければならない。

(受入れ)

第五条 傍受の原記録の受入れをすべき場合には、係書記官は、その種類等を確認した後、最高裁判所が別に定める傍受の原記録等整理票（以下「整理票」という。）に所要の事項を記載した上、これを傍受の原記録とともに原記録保管裁判官に提示し、整理票に確認を受けなければならない。

2 係書記官は、前項の手続を終えた後、傍受の原記録を整理票とともに保管物主任官に送付しなければならない。

(引継ぎ)

第六条 対応変換符号を作成した裁判所書記官その他の裁判所の職員は、これを係書記官に引き継ぐ。

2 前項の規定による引継ぎを受けた係書記官は、整理票に所要の事項を記載した上、これを対応変換符号とともに保管物主任官に送付しなければならない。

(保管)

第七条 保管物主任官は、係書記官から傍受の原記録及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録の種類等を確認した上、最高裁判所が別に定める傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に受領した旨を適宜の方法で明らかにして、これを係書記官に返還しなければならない。

2 保管物主任官は、係書記官から対応変換符号及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に受領した旨を適宜の方法で明らかにして、これを係書記官に返還しなければならない。

3 保管物主任官は、傍受の原記録又は対応変換符号を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して施錠のできる保管庫又はこれに準ずる容器に入れて保管しなければならない。

(仮出し)

第八条 係書記官は、傍受の原記録の聴取若しくは閲覧又はその複製の作成その他の事由により傍受の原記録（傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合には、当該対応変換符号を含む。以下この条において同じ。）の仮出しをすべき場合には、原記録保管裁判官の承認を受けた上、最高裁判所が別に定める仮出票を保管物主任官に交付して引換えに傍受の原記録を受領しなければならない。

2 係書記官は、仮出しに係る傍受の原記録を原記録保管裁判官以外の裁判所又は裁判官に交付し、又は送付する場合には、原記録保管裁判官の承認を受けなければならない。

3 係書記官は、仮出事由がやんだ場合には、仮出しに係る傍受の原記録を保管物主任官に交付して引換えに仮出票を受領しなければならない。

(廃棄)

第九条 傍受の原記録の保管期間が満了した場合には、係書記官は、速やかに傍受の原記録（傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合には、当該対応変換符号を含む。以下この条において同じ。）を廃棄しなければならない。

2 係書記官は、傍受の原記録を廃棄すべき場合には、原記録保管裁判官の承認を受けた上、最高裁判所が別に定める受領票を保管物主任官に交付して引換えに傍受の原記録を受領しなければならない。

3 保管物主任官は、前項の傍受の原記録を係書記官に交付した場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載しなければならない。

(聴取及び閲覧等)

第十条 傍受の原記録の聴取若しくは閲覧又はその複製の作成が許可された場合には、係書記官は、請求者に聴取若しくは閲覧をさせ、又はその複製を作成しなければならない。

附則

この規程は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の施行の日から施行する。

附則（平成31年2月20日最高裁判所規程第1号）

この規程は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

附則（令和4年7月27日最高裁判所規程第3号）

この規程は、令和四年八月一日から施行する。